

ひと、くらし、みらいのために



厚生労働省デジタル・ガバメント中長期計画

厚生労働省

2018年6月25日

2019年5月27日 改定

2020年3月27日 改定

<目次>

I	基本事項	1
(1)	目的	1
(2)	計画期間	1
(3)	現状と課題	1
ア	政府全体の状況との関係	1
イ	厚生労働省の施策・情報システムの特徴	2
ウ	これまでの取組	2
エ	今後の課題	3
(4)	計画の概要	3
(5)	計画目標	4
II	利用者中心の行政サービス改革・行政手続のデジタル化	5
(1)	サービス改革方針・業務改革（BPR）の徹底	5
ア	過去の取組の評価	5
イ	今後の方向性	5
(2)	行政手続のデジタル化	6
ア	行政手続のオンライン化実施の原則に係る情報システム整備	6
イ	添付書類の省略	6
ウ	行政手続の利便性の向上に係るシステム整備	7
(3)	重要プロジェクトの推進	7
ア	府省重点プロジェクトについての取組	7
イ	ワンストップサービス等の推進	8
ウ	マイナンバーカードの健康保険証利用をはじめ各種カード等のデジタル化等に向けた取組	8
(4)	民間手続のデジタル化の推進	8
III	デジタル・ガバメントの実現のための基盤の整備	9
(1)	省のプラットフォームの概況及び今後の方針	9
(2)	行政保有データの100%オープン化	9
ア	省全体のオープンデータの取組方針について	9
イ	主要な保有データのオープンデータ化に向けた個別施策の具体的な取組やスケジュール等の計画について	9

(3)	APIの整備	10
(4)	標準化・共通化の推進	10
ア	データ・システム等の標準化	10
イ	各種ガイド等への対応	11
(5)	クラウドサービスの利用の推進	12
(6)	政府情報システム改革	13
ア	政府情報システム数削減の取組	13
イ	運用コスト削減の取組	13
(7)	情報セキュリティ対策、個人情報保護、業務継続性の確保	13
ア	情報セキュリティ対策	13
イ	個人情報の保護	14
ウ	業務継続性の確保	14
IV	価値を生み出す IT ガバナンス	15
(1)	推進体制の整備	15
(2)	ガバナンスの強化	16
(3)	人材確保・育成	16
(4)	デジタル・デバイド対策	16
(5)	広報	17
V	業務におけるデジタル技術の活用	18
(1)	AI・RPA等のデジタル技術の活用	18
(2)	デジタル・ワークスタイルの実現のための環境整備	18
ア	テレワークの推進、Web会議環境の整備等	18
イ	ペーパーレス化、オフィス改革	19
(3)	電子的な公文書管理等（電子決裁移行加速化方針への対応状況）	19
VI	計画の評価・改定	21

- 別紙 1 デジタル・ガバメントの実現のための基盤の整備工程表
- 別紙 2 重要プロジェクトの推進に係る工程表
- 別紙 3 手続の見直し工程表
- 別紙 4 行政手続のデジタル化に係る工程表
- 別紙 5 主な投資事項一覧
- 別紙 6 マイナンバーカードを活用した各種カード等のデジタル化に向けた工程表

I 基本事項

(1) 目的

本計画は、「デジタル・ガバメント実行計画」（令和元年 12 月 20 日閣議決定。以下「実行計画」という。）の策定を受け、厚生労働省におけるデジタル・ガバメントの実現に向けた具体的な取組を網羅的に取りまとめたものである。

「厚生労働省デジタル・ガバメント中長期計画」については、2018 年 1 月に初版が策定され、2019 年 5 月に改定されたところだが、今般、(3)に記載した、直近における政府全体の動向や厚生労働省の今後の課題等を踏まえ、以下の 4 点を目的として、厚生労働省の行政の在り方についてデジタル化を前提に見直し、厚生労働省におけるデジタル・ガバメントの実現を更に加速させることを目指すものである。

- ① 行政手続のデジタル化等を通じ、厚生労働省関係の行政サービスについて、利用者中心の行政サービス改革を進めることにより、国民や事業者が受けるサービスそのものの価値を拡大すること
- ② 情報システム改革等を通じて、厚生労働省のデジタル・ガバメントを推進していく上での基盤整備を行うこと
- ③ セキュリティ・IT 人材の確保・育成等を含めた IT ガバナンスの強化により、厚生労働行政に価値を生み出すこと
- ④ ①で示した国民向けの行政サービスのみならず、厚生労働省内における業務について、デジタル技術の活用等を含む業務改革を実現すること

(2) 計画期間

本計画の対象期間は、2020 年度から 2024 年度までとする。

ただし、本計画は「VI 計画の評価・改定」に即して改定を行い、内容の見直し及び段階的な改善を実施する。

(3) 現状と課題

ア 政府全体の状況との関係

デジタル・ガバメントの実現に向けた直近における政府全体の動向としては、2019 年 12 月に、「情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律」（令和元年法律第 16 号）による改正後の「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律」（平成 14 年法律第 151 号。以下「デジタル手続法」という。）が施行され、国の行政機関等の手続のオンライン化実施が原則化された。また、デジタル・ガバメントに向けた方向性を提示した「デジタル・ガバメント推進方針」（平成 29 年 5 月 30 日高度情報通信ネットワーク社会推進本部・官民データ活用推進戦略会議決定。以下「推進方針」という。）を具体化したものとして 2018 年 1 月に初版が策定された「デジタル・ガバメント実行計画」についても、2019 年 12 月に、前回の計画を改定する形で閣議決定されたところである。

その他にも、情報システムに関しては、政府全体での効率的なシステムの整備・運用を実現するため、2019 年 6 月に、情報システムの管理の基本的な方針として、「政府情報システムの予算要求から執

行の各段階における一元的なプロジェクト管理の強化について」（令和元年6月4日デジタル・ガバメント閣僚会議決定）が定められた。また、マイナンバーカードの普及及び利活用を通して利便性の高いデジタル社会の基盤を構築すべく、「マイナンバーカードの普及とマイナンバーカードの利活用の促進に関する方針」（令和元年6月4日デジタル・ガバメント閣僚会議決定）が策定され、マイナンバーカードの利活用シーンを拡大し、マイナンバーカードの利便性等の向上を図ることとされた。

政府内で最大規模の情報システム数及び行政サービス・行政手続数を有する厚生労働省においては、こうした政府全体の動向及び方針を踏まえながら、厚生労働省におけるデジタル・ガバメントの実現に向け、具体的な取組を進めていく。

イ 厚生労働省の施策・情報システムの特徴

厚生労働省は、健康・医療、子ども・子育て、福祉・介護、年金、雇用・労働といった幅広い施策を所管しており、マイナンバーや法人番号を利用し、膨大なデータを取り扱う施策も少なくない。組織の面でも、地方厚生局、都道府県労働局といった地方支分部局や、各研究所等の施設等機関を設けているほか、日本年金機構や独立行政法人等の機関を多数所管している。

そのため、厚生労働省が所管する情報システムは、政府内でも最大規模の情報システム数・予算規模を有している。各情報システムが対象とする業務の範囲も、行政内部に限定されるものから国民・事業者に向けて提供しているサービスまで多岐にわたり、それぞれの情報システムが取り扱う情報の性質も、広く国民に向けて周知すべきもの、個人・事業者に関する機微情報を含むものなど、様々である。

更に、地方公共団体の事務についても、厚生労働省は、自治事務・法定受託事務とも多数の事務の根拠となる法令を所管しており、推進方針や実行計画で掲げられた、「国と地方公共団体が一体となって電子行政を推進する」ことや、「国、地方公共団体の協力関係や事務自体の見直しを行う」ことが求められているといえる。

ウ これまでの取組

厚生労働省関係の行政サービス・行政手続については、これまで、ハローワークや公的年金、労災保険給付などの業務を中心に、実行計画等で示されている「行政サービスの100%デジタル化」に向け、多くの手続についてオンライン化を実現してきた。また、単にオンライン化するだけでなく、推進方針や実行計画で示された「①デジタルファースト」「②コネクテッド・ワンストップ」「③ワンスオンリー」のデジタル3原則に基づき、添付書類の省略や、介護分野や子育て分野等におけるワンストップ化を進めてきた。

デジタル・ガバメントを推進していく上での基盤整備としては、特に厚生労働省の保有する情報システムの整備について、これまで情報システムの統合・集約、政府共通プラットフォームや民間クラウドの活用を含むプラットフォーム改革の取組を実施してきており、2018年度時点で2012年度末に比べて100を超える情報システム数の削減を実施した。また、情報システムの運用等経費についても、目標である3割コスト削減に向け取り組んできた。

ITガバナンスの強化については、厚生労働省CIO（厚生労働審議官）・副CIO（サイバーセキュリティ・情報化審議官）の指揮の下、政府CIO補佐官から助言・指導を受け、PMO（全体管理組織）において各種取組を推進する体制を整備しており、「官民データ活用推進基本法」（平成28年法律第103号。以下「基本法」という。）及び推進方針の理念も踏まえ、セキュリティ・IT人材の育成やシステム監査等に係る計画の策定及びその着実な実施を図ってきた。

また、厚生労働省内の業務のデジタル技術の活用については、省内の若手有志による厚生労働省改革若手チームが、2019年8月に「厚生労働省の業務・組織改革のための緊急提言」（以下「緊急提言」という。）を取りまとめ、組織の生産性向上のためのICT技術を活用した具体的な取組も提案された。2019年12月には、厚生労働省改革実行チームにおいて、提言内容等について具体的な取組を実行すべく改革工程表（令和元年12月25日 厚生労働省）を策定し、現在、改革工程表で示した取組内容及びスケジュールに基づき、省内一体となって、業務改革に向けた取組を進めているところである。

Ⅰ 今後の課題

行政サービス・行政手続について、推進方針や実行計画で掲げられた「これまでどおりの提供者（サプライサイド）視点ではなく、利用者（カスタマーサイド）視点で行政サービスをデザイン」していくことが、引き続き厚生労働省の主たる課題となる。特に厚生労働省が所管する幅広い施策の中でも、国民生活・事業者の活動との関連が強く、サービス改革による付加価値が高いもの、情報システム予算の規模が特に大きいものについては、優先的に着実に成果を積み重ねていくことが必要である。

情報システムについては、厚生労働省は政府内でも最大規模の情報システム数・予算規模を有しており、引き続きシステム数及び運用等経費を削減することが課題である。情報システム数の削減については、2018年度時点で2012年度末に比べて100を超える情報システム数の削減を実施したが、目標システム数である106システムを達成できなかったことから、更なるシステム数の削減に向け取り組んでいく。情報システムにおける運用等経費削減の目標である3割削減については、確実に達成できるよう、引き続き取り組んでいく。

行政サービス改革や厚生労働省内におけるデジタル技術の活用・業務改革をより加速化させていくためにも、その基盤となるITガバナンスについて、これまでに実施してきた取組を引き続き着実に推進していくとともに、より高い付加価値を得られるような取組の在り方を追求していくことが必要である。

更に、厚生労働省内部の業務については、現時点では効率化が十分に進んでいない業務が多く存在するため、改革工程表に基づき、引き続き、デジタル技術を用いること等による業務改革を推進していく。

（４） 計画の概要

厚生労働省における利用者中心の行政サービス改革・行政手続のデジタル化について、Ⅱ（３）に掲げる重要プロジェクトを中心に、行政サービス改革の推進を重点とする利用者中心の行政サービス改革・行政手続のデジタル化に取り組んでいく。

デジタル・ガバメントの実現のための基盤の整備、価値を生み出すITガバナンスについても、既存の取組を最大限活かしつつ、継続的に見直しを行い、更なる付加価値の向上に向けて取り組んでいく。

業務におけるデジタル技術の活用については、改革工程表の内容等も踏まえながら、職員一人ひとりの業務が生み出す価値を最大化できるよう、デジタル技術を活用しながら業務改革を進めていく。

以上の取組に関する情報システム経費の見込みは次表（内訳別紙5）のとおりである。

【厚生労働省システム経費計画（単位：億円）】

経費区分	2020年度
整備経費	565.7
運用等経費	1033.3
その他経費	—
合計	1599.0

【施策別経費計画（単位：億円）】

施策区分	2020年度
利用者中心のサービス改革・行政手続のデジタル化	544.1
デジタル・ガバメントの実現のための基盤の整備	18.7
価値を生み出すITガバナンス	1.5
業務におけるデジタル技術の活用	1.4
合計	565.7

（５）計画目標

本計画では、I（１）で掲げた４つの目的の達成に向けて取り組むが、中でも、①厚生労働省が提供する行政サービスについて、利用者中心の行政サービス改革を進めることで国民や事業者が受けるサービスそのものの価値を拡大すること、及び④厚生労働省内における業務について、更なるデジタル技術を活用すること等を含む業務改革を実現することを重点的に推進していくこととする。

①については、行政手続のデジタル化のため情報システムの整備、添付書類の省略等を推進するとともに、府省重点プロジェクトに指定される情報システムにおいて国民の満足度向上を目指した更改等を実施し、更には厚生労働省が関係する行政手続の各種ワンストップ化や厚生労働省の各施策におけるマイナンバーカードの利用等に向けた取組を通じて利用者目線の行政サービス改革を進めていく。

④については、厚生労働省が抱える広範な諸課題に適切に対応するため、職員の業務について積極的にデジタル技術を取り入れることとし、RPA等の活用を検討するほか、テレワークの取組、ペーパーレス化やフリーアドレス化といった職場環境の改善等を積極的に推進していくこととする。

これらの施策を推進しつつ、併せて厚生労働省の行政の在り方についてデジタル化を前提に見直し、厚生労働省におけるデジタル・ガバメントを加速化させることとする。

II 利用者中心の行政サービス改革・行政手続のデジタル化

(1) サービス改革方針・業務改革（BPR）の徹底

ア 過去の取組の評価

サービス改革及び業務改革の推進については、厚生労働省はこれまで、各種政府方針等に即して、関係府省・地方公共団体等と連携して様々な取組を進めてきているところである。

利用者中心の行政サービス改革に取り組む上では、推進方針や実行計画で示されている「サービス設計 12 箇条」やそれに基づく「サービスデザイン思考」等についての理解が必要不可欠であることから、内閣官房情報通信技術（IT）総合戦略室（以下「内閣官房 IT 室」という。）が主催する研修会に PMO 職員が積極的に参加し、その経験等を業務・情報システムの企画・運営に携わる職員に対する研修会（以下「職員向け研修会」という。）等を通じて伝達することで、職員の行政サービス改革に対する意識を醸成している。

また、毎月勤労統計調査に端を発する統計業務の不適切事案を受け、統計業務プロセスの可視化や RPA の導入等を今後検討していくために、国際的な標準記法である BPMN を用いて、統計業務における業務見直しのフローを試行的に作成する研修も実施した。

更に、「国・地方 IT 化・BPR 推進チーム報告書」（平成 29 年 5 月 19 日国・地方 IT 化・BPR 推進チーム（e ガバメント閣僚会議 ワーキンググループ））の中で報告されているとおり、ハローワークや公的年金、労災保険給付などの業務について個別の業務改革（BPR）の取組等をそれぞれ進めているところである。

省内における業務改革の取組としては、常に改革を断行するための恒常的な組織として設置した厚生労働省改革実行チームの下、厚生労働省自らの働き方改革や ICT の活用等を進める中で、RPA モデル事業の実施や国会業務の効率化などに取り組んできたが、省内における幅広い業務について、引き続き、徹底的な業務プロセスの見直しを進めていく必要がある。そこで、各部署における業務プロセスの見直し・業務効率化について、技術的な支援や好事例の横展開等を行う大臣官房業務改革推進室を 2020 年 1 月に設置したところである。

イ 今後の方向性

これまでのところ、後述する II（3）②の「ハローワークサービスの充実」において、利用者のニーズの多様化に対応し、ハローワークサービスの利便性を高める取組が進むなど、サービス改革及び業務改革の推進に一定程度の進展がみられるものの、厚生労働省内の業務において推進方針や実行計画で掲げられたデジタル 3 原則「デジタルファースト」「ワンスオンリー」「コネクテッド・ワンストップ」の実現の観点では、未だその途上にあり、継続的かつ着実に成果を積み上げていくことが重要であることから、引き続き行政サービス改革及び業務改革（BPR）の取組を推進する。

具体的には、職員向け研修会等を引き続き実施していくとともに、「業務の抜本的見直しに係る取組について」（令和元年 12 月 18 日閣副第 768 号内閣官房副長官補通知）を参考にして、業務プロセスの抜本見直しにも取り組む。

また、省内の業務改革については、2020 年 4 月より業務改革推進室の体制を拡充し、年 2 回（夏・冬）実施している業務改革推進月間等を活用しながら、RPA 等のデジタル技術を積極的に活用した本省業務の抜本的見直しを継続的に行っていく。これにより、人口減少・少子高齢化の進行等

広範かつ複雑な多くの課題に適切に対応していくために、職員が真に人が行うにふさわしい業務に集中し、職員一人ひとりの業務が生み出す価値を最大化することを目指す。

こうした取組の実施及び取組の改善を不断に行うことで、厚生労働省として利用者中心の行政サービス改革を実現していく。

(2) 行政手続のデジタル化

ア 行政手続のオンライン化実施の原則に係る情報システム整備

厚生労働省においては、9,235 手続を所管しており、うち、1,812 手続のオンライン利用が可能となっている。

オンライン利用が可能となっていない 4,488 手続等については、デジタルファーストの原則に基づき、オンライン化を前提とした業務改革（BPR）を実施しつつ、利用者の利便性向上の効果、業務効率化の効果、オンライン化に必要となるコストのバランスを勘案して、具体的なオンライン化の手法について検討する。

なお、厚生労働省の個別の取組事項については、別紙 4 に記載する。

イ 添付書類の省略

実行計画において「既に行政機関が保有している情報について、行政手続において添付書類として提出を求めている場合は、その必要性の精査を行った上で、行政機関の情報連携等によって添付書類を省略する必要がある。」とされたことを踏まえ、厚生労働省における添付書類の省略を推進する。

具体的には、①各手続において提出を義務付けている添付書類について、その必要性を精査し、可能な限り、その提出を不要とするとともに、②政府全体の方針に沿って、行政機関間の情報連携を積極的に活用し、添付書類に関連する情報を取得することによって、添付書類の省略を推進する。なお、情報連携による省略が困難な添付書類については、申請者がオンラインで提出することを可能とするなど、可能な限り一連の手続がデジタルで完結するよう取り組む。

厚生労働省は、健康・医療、子ども・子育て、福祉・介護、年金、雇用・労働といった幅広い施策を所管しており、その申請等について、事業所や労働者を含む国民全体からの多種多様な手続を多く保有している。これらの手続においては、例えば貸金台帳や住民票等、異なる手続であっても、同一書類の提出を義務付けていることが多く、添付書類の省略に向け、横串での対応が効果的と考えられることから、添付書類の提出が不要となるよう検討を行う。

現在、厚生労働省が所管する行政手続のうち、952 種類の手続において登記事項（商業法人）、戸籍謄本等、住民票等の写しの提出を求めており、既に省略をしている手続を含め 159 手続において以下の取組を実施している。

- ・ 登記事項証明書（商業法人） 2020 年（令和 2 年）10 月以降に運用開始を予定している登記情報連携の仕組みなどを活用した添付省略を予定
- ・ 戸籍謄本等 マイナンバー制度における情報連携等による添付書類の省略の実現に向けた検討
- ・ 住民票等の写し マイナンバーカードの公的個人認証機能の活用等による添付書類の省略の実現に向けた検討

厚生労働省では、例えば各種年金や各種給付に係る支払額が確認できる書類等を発行しているところであるが、情報提供ネットワークシステムを活用し、これらの支払額等に関する情報の他府省への提供を可能とすることで、政府全体の添付書類の省略に寄与することが可能と考えられることから、当該情報連携について、今後とも実施に向け作業を進める。

ウ 行政手続の利便性の向上に係るシステム整備

オンライン手続を実施する場合に、事務処理の効率化による標準処理期間の短縮、申請を処理する際の優先的取扱いを行うなどのインセンティブ付与について取組可能なものから順次実施する。

また、「行政手続におけるオンラインによる本人確認の手法に関するガイドライン」を踏まえるとともに、制度の趣旨や中長期的な継続性、関連する法令上の制約等にも留意しつつ、利用者の視点に立って、利便性と安全性のバランスを図りつつ、サービス全体における利便性の向上と業務の効率化の実現に向けて本人確認等の見直しを行う。

(3) 重要プロジェクトの推進

ア 府省重点プロジェクトについての取組

厚生労働省では、公的年金行政、職業安定行政、労働基準行政の3つの分野において、府省重点プロジェクトを指定している。いずれの府省重点プロジェクトにおいても、職員の業務見直し、業務の効率化などを行いつつ、最新 IT 技術の導入なども検討し、国民等が受けるサービスの質の向上やサービスの提供までの時間の迅速化等、サービスを受ける国民の満足度の向上を目指して別紙 2 のとおり取り組んでいく。

① 公的年金関連サービスのデジタル化

公的年金行政では、「公的年金業務の業務・システムの刷新」のプロジェクトを推進しており、複雑化した年金制度を実務として正確かつ公正に運営するという日本年金機構の役割等に鑑み、公的年金業務として提供するサービスの質の向上、業務運営の効率化や公正性の確保、ガバナンスの確立等を目指す。

② ハローワークサービスの充実

職業安定行政では、「職業紹介業務の充実・強化とシステムの刷新」のプロジェクトを推進しており、求職者等のニーズの多様化に対応し、ハローワークサービスの利便性を高めるとともに、個々の状況を踏まえた支援を充実するなど、サービスの質の向上を目指す。

③ 労働基準行政の充実

労働基準行政では、「労災保険給付業務及び監督・安全衛生等業務の業務・システムの刷新」のプロジェクトを推進しており、機器等の経年劣化が進んだことによる次期システムの更改の合わせ、最新の IT 技術の導入、職員の業務効率化などを含めた業務見直しを行い、労働基準行政の質の向上を目指す。

イ ワンストップサービス等の推進

様々なライフイベント等に際し、国民や事業者は複数の行政機関や民間事業者に対して個別に手続を行う必要が生じており、多くの時間、手間、コストを要している現状にある。そこで、行政サービスの利用者の利便性向上や、効率的な行政サービス提供のため、政府として関連する行政手続等のワンストップ化を推進しており、実行計画においては、子育て、介護、引越し、死亡・相続、企業が行う従業員の社会保険・税手続のワンストップ化については先行分野として取組を進め、得られたノウハウや成果を他の分野に順次展開していくこととしている。

厚生労働省は、健康・医療、子育て、介護、年金、雇用・労働等、国民生活と密接に関連する制度・手続を多数所管しており、その他の分野の行政手続との連携等を図ることにより利用者の利便性向上を図る余地が大いにある。そこで、各種ワンストップサービスの推進に向けた取組に関する政府の方針を踏まえ、関係省庁と緊密に連携しつつ、別紙 2 に記載する厚生労働省が所管する行政手続の見直し等の取組を進める。

ウ マイナンバーカードの健康保険証利用をはじめ各種カード等のデジタル化等に向けた取組

安全・安心で利便性の高いデジタル社会の構築に向け、「マイナンバーカードの普及とマイナンバーの利活用の促進に関する方針」（令和元年 6 月 4 日）や実行計画に基づき、政府全体でマイナンバーカードの普及や利活用を促進しているところである。

厚生労働省においては、医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るため、オンライン資格確認等システムを構築し、マイナンバーカードの普及に合わせて 2021 年 3 月よりマイナンバーカードを健康保険証として利用できるよう、準備を進めているところである。これに向け、医療情報化支援基金も活用し、医療機関等における読み取り端末やシステムの整備を開始し、2022 年度中には概ねすべての医療機関等での導入を目指す。

また、マイナンバーカードを活用した国民生活の利便性向上に向け、所管する制度に基づく各種カード、手帳等との一体化等について検討を行っている。

以上については別紙 6 の工程表に沿って、必要な検討・実証やシステム構築を行い、本格運用に向けて着実に取組を進める。

(4) 民間手続のデジタル化の推進

厚生労働省の所管する手続のうち、民－民手続におけるオンライン化の推進を図るため、民間のニーズも踏まえながら、対応可能な手続がある場合には当該手続について、オンライン手続を認めていない阻害要因の類型に応じ、法令上の措置（緩和）のほか、「民－民手続のデジタル化取組事例」等に即して、書面に代えて、オンラインでの手続を認める方向で検討を進めていく。

III デジタル・ガバメントの実現のための基盤の整備

(1) 省のプラットフォームの概況及び今後の方針

厚生労働省は、健康・医療、子ども・子育て、福祉・介護、年金、雇用・労働といった幅広い施策を所管しており、政府内でも最大規模の情報システム数・情報システム予算規模を有している。他方各業務の横のつながりに関しては、施策・制度の企画・運営においては一定程度留意されているが、デジタル・ガバメントの推進という観点では、情報システム、データ等の連携にまでは十分な取組ができていたとは言いがたい。

こうした状況を踏まえ、厚生労働省では、後述のⅢ（２）～（７）の視点で、情報システムの新規構築・更改等を契機として、プラットフォーム改革のための取組を進めていく。

(2) 行政保有データの100%オープン化

ア 省全体のオープンデータの取組方針について

厚生労働省は、これまで「電子行政オープンデータ戦略」（平成24年高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部決定）等の政府方針に基づき、厚生労働省 CIO・副 CIO の指揮の下、公共データの原則公開、二次利用可能な形での公開等の基本原則に留意し、オープンデータの取組を推進してきた。また、基本法の成立を受けて決定された「オープンデータ基本指針」（平成29年5月30日高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部・官民データ活用推進戦略会議決定）に関しても、情報システムの新規構築・更改等を契機として、オープンデータ・バイ・デザインの考えに基づく取組を進めるべきことを PMO から省内各部局に対して助言・指導してきており、詳細別紙1のとおり、必ずしも迅速な動きとは言えないものの、着実に成果を積み重ねてきていることから、引き続き、推進に取り組んでいく。

イ 主要な保有データのオープンデータ化に向けた個別施策の具体的な取組やスケジュール等の計画について

(ア) 省内の政策の企画・立案の根拠や行政を推進する上で基礎や重要となったデータのオープンデータ化の推進

厚生労働省では、これまで省内の政策（法令・予算を含む）の企画・立案の根拠や行政を推進する上で基礎や重要となった白書、統計、審議会・研究会の答申、各種報告書、予算・決算・調達情報等のデータについては、厚生労働省ホームページ及び政府のデータカタログサイト（DATA.GO.JP）等でオープンデータとして公開する取組を進めてきているところである。なお、厚生労働省がデータカタログサイトに登録しているデータセット数は2019年12月末時点で2,223件である。引き続き着実にオープンデータの推進に取り組んでいく。

KPI：データカタログサイトに新規に掲載されたデータセット数：110

(イ) オープンデータ官民ラウンドテーブル、相談窓口等でニーズ（要望）・意見があったデータのオープンデータ化の推進

オープンデータ化のニーズに関しては、事業者からの官民データの活用に関する個別の質問や要望等を受け付ける相談窓口を設置し、厚生労働省ホームページにも案内を掲載しており、こうした取組は今後も継続していく。

また、2019年度においてはニーズに即したオープンデータ化の裾野を広げるため、内閣官房 IT 室と「健康・医療・介護・子育て」をテーマにオープンデータ官民ラウンドテーブルの要望を募集した。今後、これらで提出された要望・意見等を踏まえながら、オープンデータ化を促す取組を推進していく。

(3) API の整備

API の整備・活用について、厚生労働省ではこれまで、国民・事業者向け Web サイトの整備・改修等の機会に導入を検討すべきことを PMO から省内各部局に対して助言・指導してきており、「求人情報提供 API」「しよばらば（職場情報総合サイト）」などを公開してきている。

また、「しよばらば（職場情報総合サイト）」の API について利用者のニーズ把握しつつ、公開に向けて準備しているところであり、他の API についても、今後利用者のニーズ等を踏まえた上で、公開していく予定である。

このように、APIの整備、活用促進等の取組を進めているところであるが、厚生労働省が所掌するすべての施策において、サービスデザイン思考に留意したAPIの整備・活用等の検討が行われているとは言えないのが現状であり、こうした状況を改善するためには、業務・情報システムの企画・運営に携わるすべての職員がサービスデザイン思考を実践できるような仕組み作りが重要である。そのため、Ⅱ（1）イで記載したサービス改革のための取組と併せて、各システムの更改の検討に合わせ順次行えるように、内閣官房IT室とも適宜連携しながら、「API設計・運用実践ガイドブック」及び「APIテクニカルガイドブック」を基に、職員が情報システムの調達等を行う際の具体的なポイント等をPMOにおいてまとめ、省内各部局に展開する等により、組織としてサービスデザイン思考を実践できるよう環境整備を行っていく。

KPI：公開 API 数（2020 年度：3 件）

(4) 標準化・共通化の推進

ア データ・システム等の標準化

(ア) 医療分野におけるデータの標準化

厚生労働省におけるデータ標準化の取組としては、例えば、医療機関等における医療情報システムで取り扱うデータの標準化の推進が挙げられる。この取組では、厚生労働省において、医薬品コードや病名マスター等を保健医療分野の標準規格（厚生労働省標準規格）として認定している。引き続き産官学で連携して必要な標準規格の整備を図るとともに、医療情報化支援基金の活用等による電子カルテシステム等の標準化を推進する。

(イ) 健診・検診情報の電磁的記録様式の標準化

健康診査情報の利活用を促進するため、標準的な電磁的記録様式が定められている特定健診以外の健診・検診について、2020 年度中に標準的な電磁的記録様式を定める予定である。また、健診・検診情報の予防等への分析・活用を進めるため、2022 年度を目処に標準化された形でデジタル化・蓄積する方策も含め、2020 年夏までに工程化を行う。

(ウ) 地方自治体の業務プロセス・情報システムの標準化

地方自治体のデジタル・ガバメント推進の観点から、地方自治体の業務プロセス・情報システム等の標準化を進める。介護保険・障害者福祉の分野においては、2020 年夏頃までに、標準仕様の作成のための検討体制を構築し、2021 年夏頃までに結論を得る。児童扶養手当、生活保護等の分野においては、2021 年 2 月頃以降、順次、標準仕様の作成のための検討体制を構築し、2022 年夏頃までに結論を得る。国民健康保険の分野においては、現行の業務支援システムの導入自治体数拡大に向けて、その効果等を周知するとともに、機能改善を図る。

KPI：対象業務に対して、実際に標準仕様が作成された業務の割合

KPI：標準仕様が作成された業務における当該標準仕様が利用された情報システムを利用する地方公共団体の割合

イ 各種ガイド等への対応

(ア) データ連携標準及び文字情報基盤

厚生労働省では、情報・データが業務上の資産であり、情報システムのライフサイクルを越えた継続的な利用、他の情報システムとの連携等に留意する必要があるとの認識に立って、情報システムの整備等に係る調達の際、文字情報基盤の活用に留意すべきことを、PMO から省内各部局に対して周知するなどの取組を行ってきた。

他方、個々の業務・情報システムについては、例えば戸籍上の氏名など JIS 漢字コードの範囲に含まれない文字を含む情報もあり、一定程度外字の利用も避けられず、必ずしも文字情報基盤が活用できない場面があるなど、すべての情報が連携できてはいない状況にある。

引き続き、各データの持つ意味の違いを精査しながら、2019 年 3 月に内閣官房 IT 室より示された「文字環境導入実践ガイドブック」「マスターデータ等基本データ導入実践ガイドブック」「行政基本情報データ連携モデル」に留意しつつ、情報システムの構築・更改等の機会を捉えて取組を進めていく。

(イ) Web サイトガイド

厚生労働省では、情報システムの整備等に係る調達の際、ユーザビリティ及びアクセシビリティの観点から、JIS X 8341（高齢者・障害者等配慮設計指針—情報通信における機器、ソフトウェア及びサービス）や「みんなの公共サイト運用ガイドライン」（総務省）をはじめとする要領・指針等に即して設計・開発等を行うべきことを、PMO から省内各部局に対して助言・指導するなどの取組を従前より進めてきた。また、2019 年 4 月に「Web サイトガイドブック」が示されたことを受けて、情報システ

ムの整備等に当たって参照すべき文書として同ガイドにも言及するようにしており、複数の案件で同ガイドへの対応を図っているところである。

他方、既存の案件を中心に同ガイドへの対応が不十分なものが残っていることから、今後は新規構築・更改等のタイミングで Web サイトガイド群に留意した設計・開発等を行うべきことを基本方針とし、ユーザビリティ及びアクセシビリティ向上のための取組を進めていく。

(ウ) ドメイン管理

厚生労働省では、行政活動に関する透明性を高め、開かれた行政の実現を図るとともに、行政情報を有効活用し、国民、企業等の社会・経済活動に有益な情報資源の充実に資すること等を目的として、多数の Web サイトの運営を行っている。他方、各サイトで使用しているドメインには非 go ドメインが存在していたことから、2018 年 3 月に「Web サイト等の整備及び廃止に係るドメイン管理ガイドライン」が示されたことを受けて、同ガイドに即して、Web サイトの新規構築時には mhlw.go.jp ドメインを用いるべきこととするとともに、既存の非 go ドメインの mhlw.go.jp ドメインへの集約を計画的に進めてきているところである。

しかしながら、多くの非 go ドメインは廃止済みとなっているものの、調達時期等の関係で現在も非 go ドメインがあることから、今後も引き続きドメイン管理ガイドに即したドメイン集約に取り組んでいく。

KPI :

- ✓ 非 go ドメイン数（なりすまし防止目的のためだけに維持するものを除く。）

基準値（2017 年度末） 269 個

目標値（2022 年度末） 30 個

(5) クラウドサービスの利用の推進

厚生労働省においては、これまで「政府情報システム改革ロードマップ」（平成 25 年 12 月 26 日各府省情報化統括責任者（CIO）連絡会議決定）に基づき、複数の所管システムについて政府共通プラットフォームへの移行を行っている（2019 年度末時点で 23 システムについて政府共通プラットフォーム上で運用中）。また、その他民間クラウドの利用についても、取り扱う行政サービスの特性や保有するデータの性質を踏まえた検討を進めており、2018 年度末までに複数の所管システムについてパブリック・クラウドの利用を開始しているところである（2020 年 2 月末時点で 19 システムがパブリック・クラウド上で運用中）。

今後も、「政府情報システムにおけるクラウドサービスの利用に係る基本方針」（平成 30 年 6 月 7 日各府省情報化統括責任者（CIO）連絡会議決定）を踏まえ、また、「クラウドサービスの安全性評価に関する検討会」の検討により 2020 年秋より実施される「政府情報システムにおけるクラウドサービスのセキュリティ評価制度」を適宜活用しつつ、新規構築やシステム更改等の機会を捉え、クラウド利用の可能性を積極的に検討し、予算要求及び調達に反映していく。

KPI :

- ✓ 政府情報システムにおけるクラウド活用数

計画最終年度である 2024 年度末までに、クラウドを活用している又はクラウド活用を前提とした予算要求・調達手続等を実施している情報システム数を 50 システム超とする。

(6) 政府情報システム改革

ア 政府情報システム数削減の取組

厚生労働省における政府情報システム数の削減については、2018 年度末までに、106 システムの削減を目指していたが、都道府県労働局に分散していた情報システムの本省への統合・集約が当初の予定どおり進まなかったこと等から、その目標の達成に至らなかった。このため、特に都道府県労働局に分散していた情報システムの本省への統合・集約を中心に、引き続き取り組んでいく。

スタンドアロンコンピュータについては、地方支分部局における事務処理用の端末を中心に 124 程度保有しており、2018 年 7 月の厚労省 LAN 更改に合わせて端末・グループウェアの統合を進めることにより、概ね 6 割程度削減ができたが、引き続き、統廃合等を行うことにより削減の取組を進めていく。

KPI：情報システム数の削減

基準値：283 システム（2012 年度末時点）

目標値：106 システム（2018 年度末時点。新規構築等は除く（以下同様））

実績値：133 システム（2018 年度末時点）

目標値：100 システム（2024 年度末時点）

イ 運用コスト削減の取組

政府情報システムの運用コスト削減については、「コスト削減計画」の理念に則り、引き続き情報システム改革の取組を推進し、運用等経費の削減を図る。

KPI：情報システムに係る運用等経費の削減

基準値：1589.73 億円（2013 年度予算額）

削減目標：489.11 億円（原則 2021 年度末）

削減実績：356.10 億円（2018 年度末時点）

(7) 情報セキュリティ対策、個人情報保護、業務継続性の確保

ア 情報セキュリティ対策

厚生労働省では、「政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群」（サイバーセキュリティ戦略本部。以下「統一基準群」という。）を踏まえた「厚生労働省情報セキュリティポリシー」（厚生労働省最高情報セキュリティ責任者）を定め、技術革新等に対応した情報セキュリティ対策を講じ、情報漏えい、改ざんの防止や業務継続等の機密性、完全性及び可用性の観点から適切に情報システムを管理・運用する。

また、教育・研修等による職員の情報セキュリティに関する知識向上に取り組むとともに、情報の改ざん、漏えい、不正使用等の情報セキュリティインシデントが発生した際には CSIRT（Computer Security Incident Response Team）により迅速かつ的確に対処する。

イ 個人情報の保護

厚生労働省においては、「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律」（平成15年法律第58号）及び「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（平成25年法律第27号）の規定に基づき、保有する個人番号その他の個人情報及び行政機関非識別加工情報等の適切な管理のために必要な「厚生労働省保有個人情報等管理規程」（以下「管理規程」という。）を定めているところである。この管理規程においては、情報システム等で個人情報を取り扱う場合のルールとして、情報システムの安全確保や個人情報を取り扱う情報システムを設置する等の安全管理等を定めており、個人情報の保護に取り組んでいるところである。一方で、厚生労働省では、現在でも個人情報の漏えい事案が発生しており、個人情報の保護について常に見直し、確実に実施していく。

ウ 業務継続性の確保

厚生労働省では、統一基準群を踏まえ、非常時優先業務を支える情報システムの運用継続計画を整備している。非常事態等を想定した訓練等を実施し、非常時における対策事項の運用が可能であるか確認を行うとともに、必要に応じて対策事項の見直しを行うことにより、災害時等における業務継続性を確保する。

IV 価値を生み出す IT ガバナンス

(1) 推進体制の整備

厚生労働省においては、「デジタル・ガバメント推進標準ガイドライン」（平成 31 年 2 月 25 日各府省情報化統括責任者（CIO）連絡会議決定。以下「標準ガイドライン」という。）に即して、厚生労働省 CIO・副 CIO の指揮の下、政府 CIO 補佐官から助言・指導を受け、PMO において省内各部局における各種取組を推進する体制を整備してきている。また、省全体にまたがる決定事項については、その内容に応じて、各部局横断の会議体を設け、省の取組としての方針決定を行っている。また、国民生活や事業者の活動との関連が強く、情報システム予算の規模が特に大きいものについては、直接政府 CIO からの示唆を受けながら、省内各担当部局・PMO が一体となって自主的な改善に取り組んできているところである。

本計画に基づく行政サービス改革やデジタル・ガバメントの実現のための基盤整備などについても、引き続き同様の推進体制の下で取り組んでいく。その際、PMO から省内各部局に対しては、具体的な取組の好事例を展開するなど積極的な支援を行っていくほか、必要に応じて内閣官房 IT 室の支援を受けながら、厚生労働省全体として組織的に取組を進める。

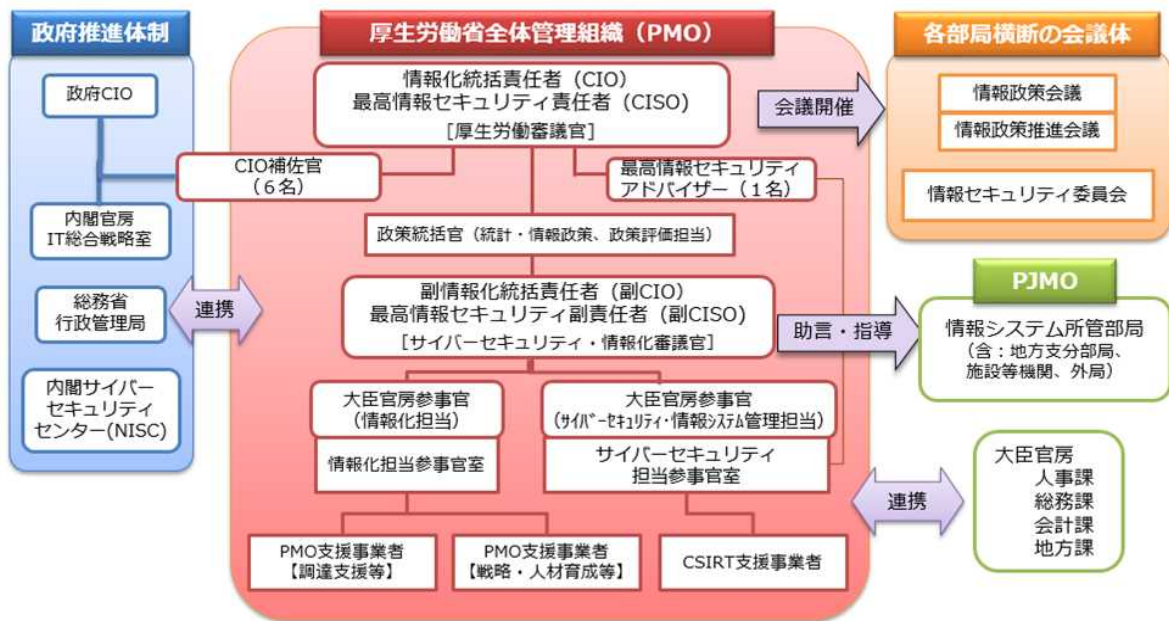


図 1 厚生労働省における推進体制

(2) ガバナンスの強化

厚生労働省において、IT ガバナンスに関しては、標準ガイドラインに即し、PMO が省内各部局における情報システムの整備及び管理に関するプロセスに関与する形で、全体最適及び統制強化の両面から取組を進めてきている。具体的には、企画・案件形成の段階から各情報システム担当への助言・見積支援等を行うほか、情報システム予算に係る予算要求や調達仕様書の作成など、一連のプロセスの各段階における品質向上、標準化のための支援を行っている。また、近年、業務の効率化を図るため、当該プロセスや当該資料等について一元的に管理するシステムを導入した。更に整備後の情報システムについては、優先度に応じて、PMO が客観的な立場からシステム監査を実施し、中長期的な改善の取組につなげられるよう、フォローアップを実施しているところである。

これらの取組は、標準ガイドライン決定の当初から一歩ずつ積み重ねてきたものであるが、基本法に基づき策定された「世界最先端デジタル国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画」（令和元年 6 月 14 日閣議決定）及び推進方針で示された観点により、順次方針の見直しを進めているところである。例えばシステム監査については、当初は情報システムの運用等経費の適正化を重視していた監査の観点を、3E（経済性、効率性及び有効性）といった観点も重視するように改めるとともに、部局横断的な取組であることを明確化するため監査結果の報告の在り方について見直しを行うなど、組織としての IT ガバナンス強化を進めている。

本計画においては、厚生労働省 CIO・副 CIO の指揮の下、これらの取組を引き続き着実に実施し、その成果を組織的に共有していくことにより、部局横断的な統制の取れた IT ガバナンスの向上・定着を図っていく。

(3) 人材確保・育成

厚生労働省では、「サイバーセキュリティ人材育成総合強化方針」（平成 28 年 3 月 31 日サイバーセキュリティ戦略本部）及び実行計画等の政府方針を踏まえ、「厚生労働省セキュリティ・IT 人材確保・育成計画」を定め、当該計画に基づき、以下のセキュリティ・IT 人材の確保・育成に取り組んでいく。

- ① 情報分野の素養を有する者の新規採用の強化
- ② 任期付職員採用等による即戦力人材の採用
- ③ PMO・PJMO 双方の体制の強化
- ④ 橋渡し人材（高度専門人材と一般行政部門との橋渡しとなるセキュリティ・IT 人材）に係る処遇の確保

KPI：人材確保・育成状況を踏まえた「セキュリティ・IT 人材確保・育成計画」の改定の実施

(4) デジタル・デバйд対策

厚生労働行政のデジタル化の目的は、あくまでも国民の利便性向上等に資することである。デジタル化を進めた結果、デジタルに馴染みのない方々の利便性が低下してしまうことは本旨ではない。

したがって、社会全体のデジタル化を進めるに当たり、デジタル技術の利活用により、年齢、障害の有無、性別、国籍、経済的な理由等にかかわらず、すべての国民が不安なくデジタル化の恩恵を享受できる環境

の整備に取り組むことが必要である。そのためには、利用者目線で、かつ、利用者に優しい行政サービスを実現することが重要である。このため、デジタル手続法では、国の行政機関等に対し、行政のデジタル化に当たっては、デジタル・デバイドの是正を図るために必要な施策を講ずる義務を課している。

これまで厚生労働省では、デジタル・デバイド対策に関する取組として、例えば、雇用保険の電子申請について、社会保険労務士がアドバイザーとしてオンライン申請を支援する取組を実施している。

他にも、行政機関における障害者雇用の推進においては、画面読み上げソフト、音声認識ソフト等のデジタル技術の活用を検討するなど、デジタル・デバイド対策として必要な設備の整備等に取り組むことが重要である。これらを踏まえて、厚生労働省では、行政のデジタル化に当たっては、すべての国民にデジタル化の恩恵を届けることができるように、引き続きデジタル・デバイド対策に取り組む。

(5) 広報

デジタル・ガバメントを実現し、行政サービスが利用者に価値を提供するためには、その前提として、利用者が当該行政サービスを認知している必要がある。そのために、どのような行政サービスが存在するのか、当該行政サービスの利用方法等について広報する必要があり、特に、災害等の緊急事態においては、迅速かつ適確な情報提供が求められる。このような広報や情報提供に当たっては、専門的・技術的な用語に頼らず、丁寧かつ分かりやすく伝えることが重要である。

厚生労働省では、Web サイトガイドライン等のガイドライン等を参考にしつつ、所管の政策に係る情報の広報や情報提供に積極的に取り組んでいく。

V 業務におけるデジタル技術の活用

厚生労働省では、人口減少・少子高齢化の進行等広範かつ複雑な多くの課題に適切に対応していくために、職員が真に人が行うにふさわしい業務に集中し、職員一人ひとりの業務が生み出す価値を最大化すべく、継続的な業務改革を実施している。特に2019年度においては、Ⅱ（１）アのとおり、厚生労働省改革実行チームの下、厚生労働省自らの働き方改革やICTの活用等を進めるとともに、2020年1月に設置した大臣官房業務改革推進室において、各局・各課の幅広い業務における業務プロセスの見直し・業務効率化の支援を行っているところである。

デジタル技術を活用することは、大量・高速な業務処理の実現や正確性の向上（ヒューマンエラーの削減）が図られ、職員がそのスキルを活かした業務に専念する環境の整備につながる。引き続き、業務プロセスの見直しを実施しつつ、RPAを含むデジタル技術の活用についても推進する。

（１） AI・RPA 等のデジタル技術の活用

厚生労働省におけるRPA活用の取組としては、2019年度に対象業務の募集を行い、物品・役務等調達業務プロセス、法令改正業務など4つの業務について試行的実施を行った。また、その成果について省内に周知を行うとともに、2020年度からの本格実施に向けた職員からの相談受付や対象業務の検討を行ったところである。

2020年度からはRPAの本格導入を行い、人事異動事務、旅費・謝金関係業務等の総務・人事・経理などの省全体の共通業務など、RPA化の効果の高い事業を優先的に選定し、ロボットの構築を行う。また、その実施結果やRPA導入に当たった留意点等の周知を省内の各部局に対して随時行い、各部局におけるRPAの導入・検討を継続的に支援する。

また、改革工程表等に基づき、AI技術を用いて画像データを認識し文字データに変換するOCRの活用や、音声認識ソフトを活用した議事録作成支援システムの導入、新たなチャットシステムの導入など、AIを含めたICT技術について、業務への活用を順次検討する。

（２） デジタル・ワークスタイルの実現のための環境整備

ア テレワークの推進、Web会議環境の整備等

厚生労働省では、関係省庁等と連携し、全国におけるテレワークの普及拡大及び2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会時における交通混雑緩和を目的として「テレワーク・デイズ」を実施し、企業等に対してテレワークの実施を呼びかける取組を実施しているほか、11月をテレワーク月間として、テレワーク導入を促進するため、様々なセミナーやイベントを開催している。

職員の業務についても、厚労省LANにおけるクライアント端末の貸出し、個人所有のPC等とトークンを活用したセキュアなリモートアクセス環境の整備などの取組を進めており、こうした環境整備を前提として、本庁舎以外での勤務を認めるサテライトオフィスの試行的導入、テレワーク実施回数の組織目標の設定など、組織的な取組を進めている。

更に、2018年の厚労省LAN更改においては、Web会議などのリアルタイムコミュニケーションツールを標準サービスとして提供開始し、実行計画で掲げられた環境整備の目標は既に概ね達成できている。

しかしながら、ハードウェアトークン数の不足やテレワークにおける実施時の手続の煩雑さが課題として

挙がっており、2020 年度にはハードウェアトークンの拡充や同時接続数の拡大を実施するとともに、セキュリティ確保や労務管理の必要性を担保しつつ手続の簡素化を行う。また、2021 年度以降には、次期統合ネットワークの稼働に合わせてソフトウェアトークンを導入していく。

KPI：テレワーク実施回数 年間 6,800 人日

イ ペーパーレス化、オフィス改革

厚生労働省では、ペーパーレス化や執務室のフリーアドレス化を含む職場環境の改善を実施している。2020 年度には省内各部署を対象とした「職場改善コンペ」を実施し、電子化、フリーアドレス化等の職場改善増進に資する企画案の募集を行うとともに、既にフリーアドレスを導入している部署における執務室のレイアウト変更等によるメリット・デメリット等の検証を行う。これらを踏まえ、2021 年度以降コンペ最優秀部署等におけるフリーアドレスの導入の検討・実施を進める。

また、厚生労働省業務におけるペーパーレス化の取組については、2017 年に審議会等で利用できるタブレットの試行導入、2018 年厚労省 LAN 更改に伴う庁舎内会議室等への無線 LAN 環境の整備により、会議等における資料を含む省内業務のペーパーレス化に取り組んできた。2019 年度には大臣レクや国会答弁審査のペーパーレス化を実施している。2020 年度以降も、これまでの取組を徹底するなど、引き続き業務改革の一環としてペーパーレス化を推進する。

(3) 電子的な公文書管理等（電子決裁移行加速化方針への対応状況）

厚生労働省では、電子決裁移行加速化方針（平成 30 年 7 月 20 日デジタル・ガバメント閣僚会議決定）（以下「加速化方針」という。）に基づき、政策統括官付情報化担当参事官室の協力の下、大臣官房総務課公文書監理・情報公開室が取りまとめ、大臣官房地方課、職業安定局、労働基準局と連携しながら電子決裁化について検討を進めてきたところである。

厚生労働省が受け手となり得る申請等の手続であって、申請等を処理する過程で決裁を行っている手続は原則として電子決裁を進めているところであり、また、現時点では紙決裁を行っている手続については、業務改革（BPR）を実施し、業務システムへの電子決裁機能の搭載、電子決裁と紙の添付書類の紐付け等を検討した上で、適切な手法により電子決裁に移行することとしている（現時点の手続ごとの決裁に関する状況は、別紙 3「手続の見直し工程表」を参照）。

また、加速化方針では、総務省の提供する文書管理システムに接続せず、独自の決裁を持たないシステムについては、その電子決裁について対応を検討する必要があることとされている。厚生労働省においては、上記に該当するシステムとして、労働基準行政システム及びハローワークシステムが挙げられる。この 2 つのシステムについては、文書管理システムを活用した電子決裁化が可能な庶務的業務については既に原則として電子決裁に移行したところ、その他の業務についても電子決裁への移行を進めるため、次期のシステム更改時を見据えて、以下のとおりのスケジュールで業務プロセスを見直しつつ、電子決裁化に取り組んでいくこととする。

【ハローワークシステム】

次期システム更改の設計・開発に向けた予算要求を開始するまでに、雇用保険被保険者資格取得届、雇用保険被保険者資格喪失届、特定求職者雇用開発助成金支給決定等を中心に検討を行い、

優先的に電子決裁化を行う手続及び電子決裁化の方法を確定し、次期システム更改時に電子決裁を開始できるよう、必要となる業務フローの見直し及びシステム改修について検討する。

(KPI)

- ・ 次期システム更改の設計・開発に向けた予算要求を開始するまでに、優先的に電子決裁化を行うと判断した手続について具体的な電子決裁化の方法を確定させる（優先的に電子決裁化を行うこととした手続：100%確定）
- ・ 次期システム更改時に、優先的に電子決裁化を行うと判断した手続について電子決裁化を行う（優先的に電子決裁化を行うこととした手続：100%電子決裁化）

【労働基準行政システム】

2020 年度には、決裁件数、業務効率化効果等の観点から、優先的に電子決裁化を行う手続として選定した、監督復命書、安全衛生復命書、申告処理台帳、未払賃金立替払に係る認定・確認、最低賃金減額特例許可の手続について、電子決裁の方法を検討し、次期システムの更改時（最短で 2023 年度を想定）までに電子決裁を開始できるよう、システムの改修を行う。

(KPI)

- ・ 2021 年度中に上記 6 つの手続について具体的な機能要件を確定させる（6 手続中 6 手続：100%確定）。次期システムの更改時（最短で 2023 年度を想定）までに、上記 6 つの手続について電子決裁を利用できるようシステム改修を行う（6 手続中 6 手続：電子決裁を行うと判断した手続：100%電子決裁化）。

VI 計画の評価・改定

本計画は、厚生労働省 CIO が総合調整を、副 CIO がその補佐を行う全部局横断の会議体である情報政策推進会議において、厚生労働省におけるデジタル・ガバメント推進のための基本的な方針及び具体的な実施事項等を総合的に明らかにするものとして決定される。本計画の進捗管理、実施結果の評価、これを踏まえた本計画の見直しについては、厚生労働省副 CIO の指揮の下、PMO にて調整を行い、必要に応じて別紙の各事項の更新・計画の改定を行うこととする。